公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和８年（ヘ）第３号

岐阜県岐阜市則武145－１
申立人　高橋　二海人
権利を争う旨の申述の終期　令和８年11月13日
令和８年７月23日
岐阜簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　　１通
小切手番号　00021
金額　金5,000,000円
支払人　株式会社十六銀行忠節支店
支払地　岐阜市
振出日　平成29年６月13日
振出地　岐阜市
振出人　株式会社十六銀行忠節支店　支店長　土本　博文
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第２６４号

福岡県福岡市早良区西新２丁目20番３号
申立人　定野由美子
本籍神奈川県横浜市神奈川区子安通２丁目259番地３
最後の住所神奈川県川崎市大師河原120番地
不在者　坂本　愛子
大正15年７月２日生
届出期間満了日　令和８年11月30日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和８年（家）第５７９号

福岡県福岡市南区野多目５丁目20－５
申立人　中山　太鶴代
本籍福岡県福岡市南区野多目５丁目885番地54
最後の住所福岡県福岡市南区野多目５丁目20番5号
不在者　崎　　安広
昭和30年８月３日生
届出期間満了日　令和８年11月27日
福岡家庭裁判所

令和８年（家）第４１１１号

茨城県常総市豊田2345－９
申立人　長瀬　唯夫
本籍茨城県常総市豊田2345番地９
最後の住所東京都板橋区舟渡１丁目７番３号
不在者　長瀬　要一
大正11年３月10日生
届出期間満了日　令和８年11月30日
東京家庭裁判所

失踪宣告

令和７年（家）第４５８６号

本籍兵庫県神戸市須磨区須磨浦通二丁目４５番地
最後の住所大阪市西淀川区大和田四丁目７番３０－７０３号
不在者　森岡　晃
昭和20年6月21日生
令和8年7月22日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第７８４号

本籍千葉県鎌ケ谷市中央一丁目９２８番地１３１７
最後の住所千葉県鎌ケ谷市中央一丁目１９番３２号
不在者　土橋　敏恵
昭和１６年３月２２日生
令和８年７月２２日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所松戸支部裁判所書記官

破産手続における包括的禁止命令

令和８年（フ）第５７８８号

千葉県船橋市大穴北８丁目41番１号
債務者　医療法人社団三松会
主文　本件につき、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
令和８年７月31日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続における保全管理命令

令和８年（フ）第５７８８号

千葉県船橋市大穴北８丁目41番１号
債務者　医療法人社団三松会
１　主文
(1) 破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
(2) 保全管理人は、次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。
①令和８年７月30日までの原因に基づいて生じた債務（次のものを除く。）の弁済及び担保の提供
ア　債務者とその従業員との雇用契約により生じた債務
イ　債務者の事業所の水道光熱費、通信に係る債務
ウ　債務者の事業所の備品、車両、システム等のリース料
エ　債務者の事業所において使用する食料品、医薬品、衛生用品、備品、消耗品及び燃料の購入に係る代金支払債務（令和８年７月28日以前に弁済期が到来した債務を除く。）
オ　債務者の事業に係るシステム利用料
カ　債務者の事業所の地代及び賃借料
キ　債務者の事業所の火災保険料
ク　債務者の事業所の設備、機器の修繕、保守費用
ケ　債務者の事業において使用する車両の修繕費及び自動車検査登録制度に係る債務の弁済
コ　その他常務に属する行為に係る債務
②　債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他の一切の処分
③　債務者の有する債権の譲渡、担保権の設定その他一切の処分（保全管理人による取立てを除く。）
④　財産の譲受け（医薬品等の仕入れその他の常務に属する財産の譲受けを除く。）
⑤　借財又は保証
⑥　訴えの提起若しくは保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て又は取下げ
⑦　和解又は仲裁合意
⑧　債務の免除、無償の債務負担行為又は権利の放棄
⑨　担保の変更
２　保全管理人　弁護士　大石健太郎
令和８年７月31日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第９１号

新潟県新発田市中央町三丁目13番２号
債務者　有限会社魚喜久
代表者取締役　高澤　謙一
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石山　正彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月14日午前11時
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第３５８９号

大阪市西区西本町１丁目11番１―1107号
債務者　三善株式会社
特別代理人　弁護士　藤原　航
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩本　文男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月19日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部